

1. 自然発生的事象

項目	内容
①新型コロナウイルス感染症の流行と影響	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月以降3度に渡り緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請や飲食店等に対する休業要請等、人と人との接触を極力減らす対策が取られた。 ・令和5年5月に感染症法上の位置づけが「5類」へ移行したが、人々の生活意識・行動・働き方に変化を与え、テレワークやオンライン学習、非接触・非対面での生活様式を可能とするICTの利活用が進展した。
②気候変動の加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・世界気象機関（WMO）は令和7年1月10日に、令和6年の世界平均気温が、産業革命前の水準に比べて1.55度上回ったと発表し、気候変動対策の国際ルール・パリ協定で、気温上昇を抑える目標とされる「1.5度」水準を単年で初めて超えた。 ・令和6（2024）年の日本の平均気温は平年値（令和2（2020）年までの30年間平均）を1.48度上回り、1898年の統計開始以降最も高くなった。日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加している。 ・大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しており、各地で被害が発生している。
③生物多様性の損失	<ul style="list-style-type: none"> ・人間活動による影響が主な原因と考えられている生物の大絶滅が発生しており、動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されている。 ・地球上の種の絶滅速度は過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、数百倍に達していると指摘されている。
④水・大気・土壌等の環境汚染の深刻化	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染は生物多様性や人間の健康へのリスクとして対応が必要な状況にある。 ・世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は令和元（2019）年から令和42（2060）年までにほぼ3倍になり、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は3倍以上に増加する見込み。マイクロプラスチックによる影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されている。
⑤ロシアによるウクライナ侵略	<ul style="list-style-type: none"> ・環境も含めた破滅的な影響だけでなく、前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に経済的影響を与えるインフレ、食料不安や栄養不良を助長させる世界の穀物及び肥料価格を巡る状況の悪化等を引き起こしている。
⑥人口減少社会と地域課題の顕在化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年以降人口が減少しており、令和4年の出生数は統計開始以降初めて80万人を割り込んだ。 ・地方では若年層を中心に人口流出が続き、地域コミュニティの弱体化や地方公共団体の行政機能の発揮の支障が生じ、持続可能な国土管理など地域の様々な分野に深刻な影響を与えている。 ・東京圏の人口集中が進行し、東京では地表面被覆の人工化、都市形態の高度化、人口排熱の増加などにより、気候変動とヒートアイランド現象の影響があいまって平均気温が上昇している。
⑦経済の長期停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2（1990）年代以降日本の名目GDPはほぼ横ばいで、令和5（2020）年には世界ランキングでドイツに抜かれるなど低迷。製造業や一人当たりGDPの成長も他国に劣り、低順位に転落した。デジタル化の遅れなどにより「デジタル敗戦」とも評される状態で、交易条件の悪化や実質実効為替レートの下落が経済構造を弱体化させ、国際競争力の低下が進行している。 ・企業は売上高が伸び悩む中、経常利益を増加させた一方で、国内投資や人件費を抑えてきた。これによりイノベーション停滞や非正規雇用の増加、中間層減少などが生じ、格差固定化や好循環の妨げとなった。無形資産投資でも「経済的競争能力」が低く、新製品や新サービスの収益化が課題。企業の新陳代謝も乏しく、国内経済改善が進まず生活向上にも繋がりにくい状況が続いている。
⑧市財政を取り巻く厳しい状況	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市の財政は、歳入においては、市税収入が堅調に推移してきたが、物価高騰や労務単価上昇を背景としてその傾向は強まっている一方で、国の景気動向が市税収入に与える影響は大きく、海外景気の下振れ等のリスクも指摘される中、社会・経済情勢をより一層注視する必要がある。 ・歳出については、老朽化した公共施設や都市インフラの大更新期に突入したことにより、投資的経費が顕著に増加しているが、景気の動向や制度改正の影響は大きく、短期的には、米国の関税政策や世界各地で続く戦争・紛争等を起因とする見通しの立たない物価高騰の影響によって、人件費及び物件費の増加傾向が依然として続いている。 ・歳入、歳出ともに大きな上昇圧力がかかっており、先行きの見通しづらい状況にあることに加え、税制の行方も不透明であるため、中長期的には、社会保障をはじめとする様々な財政支出の増加が見込まれ、今後の財政運営はより厳しさを増していくことが予想される。
⑨情報・技術の開発と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやデータセンター等の情報インフラの発達・活用及びAIの進化により、エネルギー効率の向上（最適化）や資源管理の高度化等による貢献が進む一方で、利用規模の急速な拡大に伴い、膨大な電力消費と冷却水の使用等の全体的な資源消費が増加することが見込まれており、新たな電源開発と実用化が急務となっている。 ・日本では、令和9（2027）年度からの本格事業・普及、令和12（2030）年度の量産化に向けてペロブスカイト太陽電池技術の社会実装が進んでいるほか、CCUS（CO2の回収・利用・貯留）事業の2030年実用化やグリーン水素の商用化、食糧・バイオマス由来のバイオプラスチック等が期待されている。

2. 法令・制度、計画・事業等の新たな枠組み・変更

＜全ての環境方針に共通する前提＞ ～あらゆる人を環境の当事者に～				
大分類	中分類	国	都	市
計画	環境全般	<p>【第六次環境基本計画の策定】(令和6年)</p> <p>■世界は気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの環境危機に直面しており、目指すべき文明・経済社会のあり方を「環境政策を起点として経済・社会的課題を同時に解決していく」と示し、環境・経済・社会すべてにおいて「勝負の令和12(2030)年」と位置づけた。</p>	<p>【東京都環境基本計画】(令和4年9月)</p> <p>■「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指し、3+1の戦略を展開し、気候変動・エネルギー、自然、大気等の各分野の環境課題を包括的に解決する。</p>	<p>【武蔵野市第五期環境基本計画】(令和3年)</p> <p>■「つなげる、ひろげる、ひきつぐ環境都市むさしの」を基本理念として、市の行う環境施策について、すべての環境方針に共通する前提と5つの環境方針という横断的で大きな方向性を示した。</p>
事業	の気市候民変活動活動対策	<p>【デコ活の発足】</p> <p>■令和4年10月、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容・ライフスタイル転換を協力を後押しするための国民運動「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)が発足(愛称「デコ活」)</p>		<p>【武蔵野市気候市民会議の開催とむさしの市民エコアクションの作成】</p> <p>■自治体主催全国初の「武蔵野市気候市民会議」を開催(令和4年)し、会議で出された意見を基に、市民が取り組むべき具体的な行動と後押しとなる情報をまとめた「むさしの市民エコアクション」を作成・公表(令和5年)</p>

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

大分類	中分類	国	都	市
法令・制度	建築物	<p>【建築物の省エネ基準適合義務の対象が拡大】(令和7年4月)</p> <p>■建築物省エネ法が改正され、令和7年4月にすべての新築住宅・新築非住宅が省エネ基準適合義務の対象となった。さらに令和12(2030)年までに省エネ基準をZEH・ZEB水準に引き上げる予定。</p> <p>【建築物の再エネ利用設備の設置の促進】(令和6年4月)</p> <p>■建築物省エネ法の改正により、太陽光パネル等の再エネ設備の設置促進を図ることが必要な区域について、市町村が建築物再エネ利用促進計画を作成し、再エネ設備を設ける場合の建築物に対する高さ制限や容積率制限等の建築基準法の特例要件を設定することが可能となった。</p>	<p>【新築住宅等への太陽光発電設備の設置等義務化等】(令和7年4月)</p> <p>■東京都環境確保条例が改正され、カーボンハーフ実現に向けて、新築住宅等の中小規模特定建築物に対する「建築物環境報告書制度」を創設。大手ハウスメーカー等を対象に、新築住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能水準の確保等が義務付けられた。</p> <p>【建築物の再エネ利用設備の設置の促進】(令和7年4月)</p> <p>■建築物への再エネ利用設備設置の一層の促進に向けて、促進計画を区市町村が円滑に定められるよう、都の基本的な考え方について、「東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針」をとりまとめた。</p>	<p>【公共施設の環境配慮指針の策定】(令和5年6月適用)</p> <p>■エネルギーに特化した公共施設の環境配慮指針を策定し、設計性能としてエネルギー消費性能水準を設定した。可能な限り第一水準(ZEB Ready)に適合させることとし、達成が困難な場合は、第二水準(ZEB Oriented相当の消費性能水準に加え、未評価技術を導入)に適合させる方針とした。</p>
	温室効果ガス削減手法	<p>【排出量取引制度(GX-ETS)の義務化】</p> <p>■脱炭素と経済成長を両立させるため、GX推進法(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律)の成立(令和5年)と改正(令和7年)があった。令和8年度より政令で定める基準量を超えるCO2排出事業者には、排出量取引制度(GX-ETS)が義務化される。</p>		
	気候変動適応策	<p>【気候変動適応法の改正による熱中症対策の強化】(令和6年4月1日全面施行)</p> <p>■気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルターの設置を法制化した。</p>		
計画	温暖化	<p>【地球温暖化対策計画の改定】</p> <p>■パリ協定で掲げた1.5℃目標を踏まえて、令和12(2030)年度に温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年度比)を目標とした。(令和3年10月)</p> <p>■令和7度には、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある目標として、温室効果ガスを令和17(2035)年度60%、令和22(2040)年度73%(2013年度比)削減すると示した。(令和7年2月)。</p>	<p>【東京都環境基本計画の改定】(令和4年9月)</p> <p>■目指す都市の姿として「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を掲げ、令和12(2030)年目標として「温室効果ガス50%削減(2030年カーボンハーフ、平成12(2000)年比)」等の12の数値目標を示した。</p> <p>【「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」の策定】(令和7年3月)</p> <p>■令和17(2035)年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減(平成12(2000)年比)する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を掲げた。</p>	<p>【地球温暖化対策実行計画の改定】(令和4年4月)</p> <p>■国の地球温暖化対策計画の温室効果ガス排出削減目標(削減率)の見直しに合わせて、令和4年4月に「武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021(区域施策編)・(事務事業編)」を改定し、令和12(2030)年度削減目標を上方修正。</p>

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

大分類	中分類	国	都	市
計画	エネルギー	<p>【第7次エネルギー基本計画の策定】(令和7年2月)</p> <p>■令和22(2040)年度温室効果ガス73%削減目標(2013年度比)と整合した取組を示した。</p>		
	気候変動 適応策	<p>【気候変動適応計画の変更】</p> <p>■気候変動影響による被害の防止・軽減、自然環境の保全及び国土の強靱化等を図り、持続可能な社会を構築することを旨として策定。(令和3年10月22日閣議決定)</p> <p>■令和5年には気候変動適応法の改正を受けて熱中症対策を強化する変更を行った。(令和5年5月30日一部変更)</p>	<p>【東京都気候変動適応計画の改定】(令和6年3月)</p> <p>■気候変動の影響によるリスクを最小化することを目指し、5つの分野ごとに影響と主な取組を示した。</p> <p>①自然災害(河川における護岸や調節池の整備など)</p> <p>②健康(クールスポットの創出など)</p> <p>③農林水産業(東京型スマート農業の推進など)</p> <p>④水資源・水環境(水源林の保全管理など)</p> <p>⑤自然環境(貴重な生物多様性を守る保全地域の拡大など)</p>	
事業	気候変動 適応策			<p>【気候変動適応法の一部改正に対応した熱中症対策】</p> <p>■熱中症予防のクーリングシェルター(おさしのいっとき避暑地)として公共施設40箇所・民間施設4箇所を設置し、開放した。</p> <p>■令和3年度から運用している熱中症警戒アラートに加え、令和6年度に熱中症特別警戒アラートを新設した。</p>
技術開発	太陽光	<p>【ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた取組】</p> <p>■日本発の技術である次世代型太陽電池・ペロブスカイトは、令和9(2027)年度からの本格事業化・普及、令和12(2030)年度の量産化に向けて社会実装が進んでいる。</p>		
その他	連携			<p>【ゼロカーボンシティの実現を目指した連携協定を締結】</p> <p>■東京ガス㈱と低炭素エネルギーの調達や提供、学校等における啓発活動等11の項目で連携し、協力する協定を締結した。(令和6年2月)</p> <p>■東京電力パワーグリッド㈱と、災害レジリエンスに強いまちづくりや環境啓発に関すること等9つの項目で連携、協力する協定を締結した。(令和6年4月)</p>

<環境方針2> 廃棄物 ～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

大分類	中分類	国	都	市
法令・制度	プラスチック	<p>【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック新法)の施行】(令和4年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■あらゆる主体がプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じることとした。 ■「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」の基本方針策定と、製品の設計から廃棄物の処理までの各過程における措置を定めた。 		
計画	廃棄物資源循環全般	<p>【第5次循環型社会形成推進基本計画(循環計画)の策定】(令和6年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■循環経済への移行は、環境面の課題に加え、社会課題も同時に解決する手段として位置づけ、国家戦略として策定。 ■一方通行型の線型経済から資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への転換を推進。 ■5つの重点分野別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」を設定した。(例:食品ロス量半減) 	<p>【東京都資源循環・廃棄物処理計画の策定】(令和3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和12(2030)年度に向けて、廃棄物行政の基本的な方向を示す計画。「持続可能な資源利用の実現」等の三本の柱を掲げた。 ■一般廃棄物排出量(410万トン)やプラスチック焼却削減量(40%(平成29(2017)年度比)削減)、食品ロス削減量(38万トン)など、令和12(2030)年の目標値を示した。 	<p>【一般廃棄物処理基本計画の改定】(令和5年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■これからの10年間を見据え、ごみの収集・処理体制を継続すべく、廃棄物行政の方針や取組を示すものとして策定。 ■市民一人1日あたりの家庭ごみ排出量の目標を588g/人・日とした。
事業	プラスチック			<p>【プラスチック製品の分別収集・資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■燃やすごみとして分類し、焼却処理しているプラスチック製品について、令和9年度から資源化収集を予定。
	ごみエネルギー			<p>【ごみ発電を活用したエネルギー地産地消の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティバス(ムーバス)にEV車両を導入し、武蔵野クリーンセンターのごみ発電の電力を供給することにより、ゼロカーボン・ドライブを実現。(令和7年4月) ■ごみ発電による電力の内、土日・夜間の余剰電力の更なる活用を推進し、地産地消率の向上を図るため、自己託送先の拡充及び非常用自営線の常用化を図る(令和8年度予定)

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

大分類	中分類	国	都	市
法令・制度	生物多様性	<p>【地域における生物多様性増進のための活動の促進】 ■地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に関する法律が施行(令和7年) ■生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定制度が創設された。 (武蔵野市内は2箇所が認定。)</p>		
	緑地	<p>【都市緑地法の改正】(令和6年) ■都市の緑地を質・量の両面で確保し、良好な都市環境の実現を目指す。 ■国主導による都市緑地の確保が必要であり、国が基本方針を策定、都道府県が広域計画を策定し、市町村が緑の基本計画を策定する際は、これらの計画との連携が必要となる。</p>	<p>【緑の広域計画(仮称)策定に向けた検討の開始】 ■近年の気象環境の変化や、ウェルビーイングへの関心の高まり等を踏まえ、都民や民間事業者、行政などあらゆる主体が一丸となって、緑を守り・育て・生かす取組を推進するため、「東京のみどりの大事にすべき特徴・価値」や「東京のみどりが目指す姿」等を位置付けた「緑の広域計画(仮称)」の策定に向けて検討に着手。(令和7年12月～)</p>	<p>【特定生産緑地制度への移行による生産緑地の保全】 ■9割以上の農地が、生産緑地法に基づく特定生産緑地制度へ移行した。(令和4年度) ■これにより、生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が期待される。</p>
計画	生物多様性	<p>【生物多様性国家戦略2023-2030(第六次戦略)の決定】(令和5年) ■主要目的の一つである「30by30」目標(2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全)を踏まえ、令和32(2050)年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げた。 ■生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる令和12(2030)年ネイチャーポジティブ(自然再興)実現を目指し、基本戦略と戦略ごとの目標を示した。</p>	<p>【東京都生物多様性地域戦略の改定】(令和5年) ■令和12(2030)年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げ、「生物多様性バージョンアップエリア」の設定によるみどりの質・量の向上、都市緑地の活用、水辺の生態系ネットワーク強化、生態系に着目した希少種保全(新たな野生絶滅ZEROアクション)などが強化された。</p>	
	緑			<p>【武蔵野市緑の基本計画2019の中間まとめ公表】(令和6(2024)年) ■計画後期の取組を推進するため、前期の施策実施状況と課題の把握や社会動向等の整理を行った上で、「日々の暮らしの中で、将来像に掲げた以下の6つの緑を楽しむ」視点で、市民・民間・行政の連携により基本施策と個別施策に沿った取組や事業を実施していく方向性を示した。 ①「暮らしを彩る緑」、②「感性を育む緑」、③「協働で守り育む緑」、④「安全・安心をつくる緑」、⑤「地球に優しい緑」、⑥「ゆとり・文化・歴史の緑」を楽しむ</p>

<環境方針3> 自然環境 ～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

大分類	中分類	国	都	市
計画	農地・農業			<p>【武蔵野市農業振興基本計画の改定】</p> <p>■都市農地の多様な機能である防災機能、都市環境の維持・確保、生物多様性の保全等に関する施策の具体的な方向性を示した(令和3年)。</p> <p>■現在、第4期武蔵野市農業振興基本計画を策定中で、貴重な市内農地と農業を守るための「生産緑地(特定生産緑地)及び宅地化農地の保全に向けた働きかけ」や、持続発展的な農業経営を推進するための「気候変動に対応した農業形成の支援」、「鳥獣害被害への対策」等の施策の方針が盛り込まれる予定。</p>
事業	生物		<p>【野生生物目録「東京いきもの台帳」の作成】</p> <p>■生物多様性を守るため、都・専門家・都民が一体となり、「デジタル版野生生物目録「東京いきもの台帳」」を作成するプロジェクトがスタートした。</p>	<p>【市内生物生息状況調査の実施】(令和6年度)</p> <p>■専門調査及び市民参加型調査を実施し、市内の動植物の生育・生息状況を把握するとともに、生物多様性について啓発を行った。</p>
その他	連携			<p>【友好都市・岩手県遠野市と森林保全の推進等に関する連携協定を締結】</p> <p>■遠野市が有する森林の整備・保全や木材の有効利用により、地球温暖化防止等の森林の多面的な機能の発揮や、環境学習を通じた地域間交流を推進するため、連携協定を締結した。</p>

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

大分類	中分類	国	都	市
法令・制度	空家対策	<p>【空家等対策の推進に関する特別措置法の改正】(令和5年12月施行)</p> <p>■空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告できるようになった。</p>		
計画	グリーンインフラ	<p>【グリーンインフラ推進戦略2023の策定】</p> <p>■グリーンインフラの概念が定着し、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改定した。</p> <p>■グリーンインフラで目指す姿を「自然と共生する社会」とし、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけた。</p>	<p>【東京都豪雨対策基本方針の改定】(令和5年12月)</p> <p>■将来の気候変動の影響による豪雨対策について検討を進め、流域対策及び家づくり・まちづくり対策として、雨水流出抑制に資するグリーンインフラ等を推進すること位置づけた。</p> <p>【あまみずグリーンインフラ検討委員会の設置】(令和6年)</p> <p>雨水流出抑制に資するグリーンインフラ等の設置に伴う効果や実装に向けた進め方を検討するため、学識経験者等による「あまみずグリーンインフラ検討委員会」を立ち上げ、議論を開始した。</p>	<p>【武蔵野市都市計画マスタープラン2021の策定】(令和3年)</p> <p>■地球環境の変化に適応するための目指すべき都市構造として、グリーンインフラの整備などの環境に配慮した持続可能なまちを目指すことを位置付けた。</p>
	無電柱化	<p>【無電柱化推進計画の策定】(令和3年)</p> <p>■防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の目的から対象道路を選定し、無電柱化を推進する。</p>	<p>【東京都無電柱化計画の改定】(令和3年)</p> <p>■都道の無電柱化の推進と市道における無電柱化の財政的・技術的支援等を行う。</p>	<p>【武蔵野市景観道路計画の策定】(令和5～14年度)</p> <p>■沿道を含めて、見た目の美しさに加え安全・安心や歩く楽しみを感じることのできる、良好な景観に資する道路づくりとして、無電柱化や道路緑化等の施策を進める。</p>
	公共交通			

<環境方針4> 都市環境 ～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

大分類	中分類	国	都	市
計画	道路		<p>【東京における都市計画道路の整備方針(案)の策定】 ■令和7年1月に、今後15年間(令和8年度から令和22年度まで)で優先的に整備すべき「優先整備路線」、道路空間の再編を検討する「リーディング路線」などを定めた「東京における都市計画道路の整備方針(第五次事業化計画)」(案)を取りまとめた。これにより交通渋滞の緩和や歩行者や自転車が安心して通行できる環境が整うことが期待される。</p>	
	(喫煙対策)			<p>【吉祥寺における喫煙トレーラーハウスの新設と路上禁煙地区の追加】(令和7年4月) ■受動喫煙対策と環境美化のため、吉祥寺イーストエリアに喫煙トレーラーハウスを新設し、路上禁煙地区を追加指定した。</p>

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

大分類	中分類	国	都	市
法令・制度	P F A S	<p>【水道水におけるPFOS・PFOAに係る水質基準項目等の改正】（令和8年4月施行予定）</p> <p>■水道法の改正により、水道水におけるPFOS・PFOAを「水質基準項目」に格上げし、基準値をPFOS・PFOAの合計値を50ng/L以下に設定。また、水道事業者に対し、原則3ヶ月に1回以上の検査が義務付け。</p> <p>【地下水におけるPFOS・PFOAの指針値の設定】（令和7年6月施行）</p> <p>■環境基本法に基づく地下水・公共用水域における要監視項目の正式な指針値として、PFOS・PFOAの合計値50ng/Lが設定された。</p>		
	治水対策	<p>【流域治水推進に向けた関連法の改正】</p> <p>■「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するために令和3年に関連法（水防法、下水道法など）を改正。</p>		
計画	ペット		<p>【ペットの同行避難】</p> <p>■「東京都地域防災計画震災編」（令和5年修正）の中でペットの『同行避難』について明記した。</p>	<p>【ペットの防災対策】</p> <p>■ペットの飼い主・避難所運営組織・市が各々行うべき事前準備や発災時の具体的行動をまとめた「武蔵野市ペット同行避難マニュアル」（令和5年7月）を作成し、市民向けのリーフレットや動画により周知啓発を図った。</p>
	治水対策	<p>【雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）の策定】</p> <p>■将来の降雨量が増加することを考慮し、整備が完了した区域も含め、令和3年11月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」を策定。地方公共団体に対して、気候変動の影響を踏まえた下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定めた「雨水管理総合計画」の策定が求められている。</p>		<p>【雨水管理計画（仮称）の策定】</p> <p>■「雨水管理計画（仮称）」の令和8年度の策定に向け、令和6年度から検討に着手した。</p>

<環境方針5> 公害・災害 ～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

大分類	中分類	国	都	市
事業	PFAS		<p>【専用水道等におけるPFOS・PFOA等の調査の実施】 ■専用水道及び飲用井戸等に対し、約6年スパンでPFOS・PFOA等の水質調査を実施してきたが、令和8年度からの水質基準化を踏まえ、全ての水道専用について令和7年度に調査の上、基準値を超過した施設に対し、施設改良等の措置を行うよう指導を実施。</p> <p>【地下水におけるPFOS・PFOA等の調査の実施】 ■PFOS・PFOA等に係る風評被害の防止と都民の不安解消のため、地下水の水質について令和5年度から260か所においてPFOS・PFOA等の調査を実施。</p>	<p>【水道水におけるPFOS・PFOAの調査の実施】 ■市内浄水場から送水される水道水の水質検査を毎年実施。PFOS、PFOAが暫定目標値以下であることを確認している。</p> <p>【民間井戸におけるPFASの調査の実施】 ■市内の井戸使用者の不安の解消を目的として、令和6年に民間井戸におけるPFOS・PFOA・PFHxSの水質検査を実施。調査箇所数73か所のうち29箇所暫定目標値を超過した。</p>
	ペット			<p>【地域における要支援動物の相談支援事業】 多頭飼育や飼養困難等の問題への対応として、社会的支援が必要な飼主へのアプローチと動物の保護・譲渡を行う相談支援体制を構築した。(令和4～6年度試行、令和7年度～本格実施)</p>
	浸水対策			<p>【降雨による浸水被害を防ぐための取組】 ■1時間あたり75ミリの降雨に対応するため、地下トンネル式調節池を整備している。 ■石神井川上流地下調節池事業：令和4年3月に都市計画決定、令和4年10月に都市計画事業の認可を取得 ■善福寺川上流地下調節池事業：令和6年3月に都市計画決定、令和7年1月に都市計画事業の認可を取得</p>